

札幌市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例案
令和4年（2022年）5月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、札幌市立学校（札幌市立学校設置条例（昭和39年条例第6号）第1条に掲げる学校をいう。）における学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。次条において「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づく学校給食の実施並びに学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食法第11条第1項及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食法第11条第2項の規定により学校給食費を負担する者、特別支援学校給食法第5条第2項の規定により学校給食費を負担する者その他学校給食の提供を受ける者をいう。

（学校給食の実施）

第3条 本市は、札幌市立学校（教育委員会規則で定めるものを除く。）において、学校給食を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(学校給食費の徴収等)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 前項の規定により学校給食費負担者から徴収する学校給食費の額は、市長が別に定める。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、市長が別に定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるとときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 前3条に定めるもののほか、学校給食費の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理 由)

学校給食費の公会計化に伴い、学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。